

## 鉄道事業法施行規則

### 1. 案内情報

- 手続名 : 鉄道事業者の名称等の変更の届出(その1)  
手続根拠 : 鉄道事業法施行規則第78条  
手続対象者 : 鉄道事業者  
提出時期 : 次に掲げる場合に該当することとなったときに、遅滞なく(法人であって、代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合であっては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について毎年7月3日まで)・氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合  
・法人であって、目的又は役員若しくは社員に変更があった場合  
・休止している事業を再開した場合  
提出方法 : 当該変更等に係る届出書を作成し、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局(事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局) 鉄道部監理課へ提出して下さい。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : 運用上添付して頂くものとして、  
・変更事項に係る登記簿の抄本  
・役員若しくは社員に変更があった場合においては、当該新役員が鉄道事業法第6条各号に該当しない旨を証する書類  
部数は一部  
申請書様式 : なし  
記載要領・記載例 : 国土交通省鉄道局幹線鉄道課若しくは都市鉄道課又は当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局(事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局) 鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局鉄道部監理課 011-290-2731  
東北運輸局鉄道部監理課 022-291-7526  
新潟運輸局鉄道部監理課 025-244-6117  
関東運輸局鉄道部監理課 045-211-7239  
中部運輸局鉄道部監理課 052-952-8030  
近畿運輸局鉄道部監理課 06-6949-6439  
中国運輸局鉄道部監理課 082-228-8797  
四国運輸局鉄道部監理課 087-835-6359  
九州運輸局鉄道部監理課 092-472-4051  
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。  
相談窓口 : 国土交通省鉄道局幹線鉄道課若しくは都市鉄道課又は当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局(事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局) 鉄道部監理課

### 3. 手続情報

- 審査基準 : なし  
標準処理機関 : なし  
不服申立方法 : なし